

児童扶養手当制度 届出・詳細・問合せ＝子育て支援課（内線522）

父(母)と生計を共にできない場合(死亡・離婚・未婚・生死不明・その他)か、父(母)が重度の障害者である場合に児童の父(母)、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

※児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの人のこと。心身に一定の障害がある場合は20歳までの人。ただし、世帯の状況等によっては支給されない場合があります。

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月分からの手当が奇数月に(それぞれの前月分まで)支給されます

※前年(1月～10月分の手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合、手当は支給されません。

児童扶養手当の現況届を提出してください

現況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと、11月分以降の手当が受けられないので、必ず受給者本人が届をしてください。

期間＝8月1日(木)～30日(金)(土・日曜、祝日を除く)

対象＝7月末現在で手当を受けている人・全部停止の人

※対象となる人には、郵送で通知を送付します。

届に必要なもの＝①手当証書 ②その他必要な書類は各個人に通知します

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の申請について(該当者のみ)

児童扶養手当を受給して5年、または支給要件に該当した時から7年を経過した人は、それまでの手当額の2分の1が減額されます。ただし、就業中や求職活動中である場合、障害・病気により就業ができない等の事由に該当する場合は、届出により減額の対象にはなりません。

該当する人にはすでに届出用紙を送付していますので、現況届提出時にあわせて提出してください。なお、届出のない場合は、手当額が減額される場合がありますので注意してください。

特別児童扶養手当制度 届出・詳細・問合せ＝子育て支援課（内線522）

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障害や病気(おおむね身体障害者手帳の1～3級と4級の一部、療育手帳AとBの一部など)の児童を家庭で育てている父か母、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

手当の額＝1級：55,350円、2級：36,860円

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月からの手当が4月・8月・11月に(それぞれの前月分まで、11月は当月分まで)支給されます

※前年(1月～7月分までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合、手当は支給されません。

◆手当を受けているみなさんへ

【特別児童扶養手当の所得状況届を提出してください】

所得状況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと8月分以降の手当が受けられないので必ず届をしてください。

対象＝7月末現在、手当を受けている人

期間＝8月9日(金)～9月11日(水)(土・日曜、祝日を除く)

届に必要なもの＝①手当証書 ②その他必要な書類は各個人に通知します

出張ハローワーク「ひとり親全力サポートキャンペーン」

ハローワークでは、児童扶養手当を受給している「ひとり親」世帯のみなさんの就職活動支援として、奈良県スマイルセンターと連携し、市役所内で臨時に「出張ハローワーク」を開設します。(相談無料・申込不要)

お仕事に関する相談を受けますので、この機会にぜひご利用ください。

日時＝8月2日(金)・14日(水)

9時～16時

場所＝子育て支援課(1階4番窓口)

対象＝児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の人

詳細・問合せ＝ハローワーク大和郡山(☎52-4355) (子育て支援課)

フードドライブにご協力ください

フードバンク大和郡山は「もったいない」を「ありがとう」に”を合言葉に食品ロス削減、困っている人々への食の提供に取り組み、フードドライブ活動を行っています。

日時・場所＝①毎月第1土曜10時～16時・asmo地下1階 ボランティアビューロー ②毎月第2土曜10時～16時・イオンモール大和郡山2階 無印良品前 ③毎月第4火曜11時～17時・市役所1階 交流棟みりお～の内

対象＝賞味期限まで1ヶ月以上、未開封、常温保存可能な食品

問合せ＝フードバンク大和郡山(☎080-4024-0729・✉foodbank.ykoriyama@gmail.com) (子育て支援課)

仏壇付近での火の取扱いに注意

仏壇からの火事が増えてきています。線香やろうそくの取扱いに注意してください。

- ・線香やろうそくに火を点けたままその場を離れたり、ペットを近づけたりしない。
- ・ろうそくの火が衣服や座布団などに燃え移らないようにする。
- ・仏壇付近は整理整頓し、灰の処理や風の吹込みにも注意する。

※火を使わないLEDを使用した安全な線香やろうそくを使用することも防火対策に有効です。

問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課(☎59-1289)